

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

■概要

- ・ 消費税率の改正に伴い、補助限度額の一部を改める。(①)
- ・ 木造及び非木造住宅の耐震改修費補助事業、木造住宅段階的耐震改修支援事業について、補助単位及び補助対象を改める。(②、③、④)
- ・ 空き家活用促進事業について、補助要件を改める。(⑤)
- ・ 「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」、「家具等安全対策支援事業」を新設する。(⑥)
- ・ 用語の定義及び文言、様式を改める。(⑦、⑧)

■改正内容

- ① 以下の事業について、補助限度額を改める。
 - ・ 木造及び非木造住宅の耐震診断事業、耐震改修設計費補助事業、耐震改修費補助事業(別表第1、第2)
 - ・ 木造住宅段階的耐震改修支援事業(別表第3-1)
 - ・ コンクリートブロック塀安全対策事業(別表第5)
 - ・ 老朽住宅等除却事業(別表第6)
 - ・ 空き家活用費補助事業(別表第10)
 - ・ がけ地近接等危険住宅移転事業(別表第11)
 - ・ 住宅等土砂災害対策促進事業(別表第12)
- ② 木造及び非木造住宅の耐震診断事業、改修設計費補助事業、改修費補助事業、及び住宅段階的耐震改修支援事業について、補助単位を棟から戸に改める。(別表第1、第2、第3-1)
- ③ 木造及び非木造住宅改修費補助事業について、補助対象に非現地建替を加える。(別表第1、第2)
- ④ 木造住宅改修費補助事業について、「1階改修型」を木造住宅段階的耐震改修支援事業の対象に改める。(別表第1、別表第3-1)
- ⑤ 空き家活用促進事業について、以下の要件を付与する。(別表第7、別添、別表断熱改修設計基準)
 - ・ 当該事業を5以上実施する市町村にあつては、1以上を「こうち健康・省エネ住宅」として再生すること。
 - ・ 改修後の断熱等性能等級が3以上、又は断熱改修工事を実施すること。
 - ・ 耐震改修及び断熱改修の必要がない場合において実施する工事の選択肢に、内装木質化工事を加える。
- ⑥ 非木造住宅の段階的耐震改修、家具等安全対策について、事業を新設する。(第3条第1項、第2項、別表第3-2、別表第13)
- ⑦ 用語の定義及び文言の整理を行う。(第2条第1項第15号、第18号、第19号、第25号、第26号、第33号、第34号、第35号、第3条第1項、第2項、別表第1、第2、第3-1、第3-2、第5、第8、第10、別表断熱改修設計基準)
- ⑧ 上記変更の反映と共に、情報管理の合理化、及び文言の整理を図るため、各種様式を改める。(第1～第6号様式)

■改正箇所

第2条第1項第15号、第18号、第19号、第25号、第26号、第33号、第34号、第35号

第3条第1項、第2項

別表第1、第2、第3-1、第3-2、第5、第6、第7、第8、第10、第11、第12、第13

別添、別表断熱改修設計基準、第1～第6号様式